

令和元年度事業報告

令和元年度は、令和という新しい時代の到来に大きく期待されてスタートし、ラグビーのワールドカップ開催に日本中が湧きかえりましたが、一方では、大型台風による甚大な被害の発生、世界遺産跡地に建つ沖縄首里城の焼失など悲惨な災害が発生しました。年が明けると新型コロナウイルス感染症の国内感染が伝えられ、その後、感染拡大が進み国内全ての都道府県を対象とした緊急事態宣言が発令されるなど、感染拡大の防止対策が行われております。

当法人においては、施設のドアノブ、手すり等の消毒や作業室の換気等に努めていますが、刻一刻と変化する状況と感染拡大防止の観点から、密閉・密集・密接の3密を解消する方策として、新たに利用者の在室人数の調整や在宅支援の一部導入、職員の在宅勤務の実施に取り組んでおり、更なる取組みについても今後検討し適切に対応したいと考えております。

さて、令和元年度の法人事業ですが、2年に1度の理事・監事改選の年であり、関係する皆様方のご協力を頂き、無事、第9期の役員が選出され、新たな体制で事業運営を進めてまいりました。

法人の経営状況といたしましては、前年度実績により報酬単価が決定されたこととなった平成30年度の障害福祉サービス等報酬改訂後、2年目の令和元年度は、福祉工房さわらびの就労移行支援事業において、一昨年度に比べて、報酬単価が2割ほど減額されるなど、厳しい状況下でスタートし、結果として、当該事業は一昨年度に比べて、約300万円の減収となりました。一方で、同施設の就労継続支援B型事業の利用が好調に推移した結果、約400万円の增收となり、施設全体としては、增收で決算を迎えることができました。また、報酬減額への対策として、平成30年度から取り組んでいる経費削減の効果も重なり、法人全體としても增收増益となり、施設整備等基金への積立てを行うなど、安定した運営が図られております。そして、特に令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響も楽観視できないことから、年度末において、翌年度に繰り越す資金を例年よりも多めに計上するなど、配慮した決算しております。

福祉工房さわらびの就労継続支援B型事業については、令和元年度の平均利用者数は25.9名（平成30年度23.4名）、利用率は86.3%（平成30年度78.0%）となっており、定員超過利用減算には該当しないものの、一時的に定員の30名を超える日も見受けられました。福祉工房さわらびでは、作業スペースの狭隘化や対人距離のスペースの確保が課題となっております。福祉工

房さわらびの隣接地のわかば学園跡地利用が困難になりましたので、当法人としては、施設の整備拡充の手法について、改めて検討する必要に迫られております。

第5次新座市障がい者基本計画及び第5期新座市障がい福祉計画に掲げられていた基幹相談支援センター設置が、市の令和2年度当初予算に事業委託の経費が計上されるとともに、市内の相談支援事業所を対象に説明会が開催され、その概要が示されました。当法人においては、基幹相談支援センター事業と一体的に運営される新座市障がい者相談支援事業を従来から既に受託していること、また、当該委託相談支援事業が、地域活動支援センターI型の運営委託の条件となっていることから、基幹相談支援センター事業について受託する方向で調整したい旨を市にお伝えいたしました。しかしながら、基幹相談支援センターの委託費が職員1名分の人工費に相当する額となっておりますが、当該業務は、3障がい及び難病の方を対象にしていることや困難事例への対応、相談支援事業所への支援など、1名の増員のみでこれらの業務に対応することができるのか懸念すべき点が多くありますことから、事業の開始予定とされる令和2年10月に向け、市と細部にわたり協議を行い、準備を進めてまいります。

次に、各拠点の総括をいたします。

本部は、昨年度に引き続き、法人の運営する各種事業に係る国保連への請求事務、補助金申請業務を行いました。また、5回の理事会、3回の評議員会を開催し、役員の改選、施設長の任免、諸規程の整備、予算・決算等の重要事項について審議され、それぞれ議決を頂いております。

福祉工房さわらびの就労移行支援事業では、年間を通じて、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供しました。令和元年度は2名が就労いたしました。また、当該事業を利用して一般就労につながった方の安定した就労の継続を支援する就労定着支援事業では、令和元年度以前に就労移行支援事業を利用して就労につながった2名の方について、面談や職場訪問等を行うなど就労の定着を支援いたしました。

就労継続支援B型事業では、それぞれの利用者が協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、各々の力を発揮していただけるよう支援を行いました。令和元年度は、公園清掃業務の委託が前年度の平成30年度に比べて、大幅に縮小されたことから売上が減少しました。また、企業からの内職も難易度や頻度、工賃の額の面で厳しい状況があり、利用者の平均工賃は伸び悩んでおります。その他の取組みとしては、新食品衛生法の令和2年3月末における経過措置の終了に対応する準備や、新型コロナウイルスによる感染症拡大防止に伴い、マスクの

需要の急速な高まりを受け、ガーゼ、ゴムなどの材料仕入れに苦戦しつつも、手作りマスクの製作に努めております。

福祉工房さわらび相談支援室としては、福祉工房さわらびやその他の障がい福祉サービス事業所等を利用希望する方のサービス等計画作成支援を実施しました。

福祉工房楓は、地域活動支援センターⅢ型として、創作的活動や生産的活動の機会を提供する基礎的事業のほか、更なる自立した日常生活が営めるよう生活訓練、作業訓練等の機能強化事業を実施しました。令和元年度も、前年度に引き続き、利用者の皆様に安定して利用していただいております。内職作業が充実しており、企業からの評判も良く、1年を通して途切れることなく資材が届けられました。アクセサリーやポーチなどの自主製品も充実し、売れ行きが好調のほか、創作的活動の一環として、埼玉県精神障害者家族会連合会の主催する作品展示会に利用者の作品を出展しました。また、柳瀬川の氾濫時の浸水想定区域に施設が立地していることから、毎年の避難訓練の際には、地震や火災と併せて水害を想定した訓練も実施しており、令和元年10月に発生した台風19号では、一部の利用者が自動的に避難場所に避難されました。幸い、利用者や施設に大きな被害はありませんでした。

併設する福祉工房楓相談支援室では、前年度に引き続き、障害福祉サービスやホームヘルパーの利用を希望される方にサービス等計画作成支援を実施しました。

にいざ生活支援センターは、地域活動支援センターⅠ型として、創作的活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業、相談支援の基礎的事業と医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等事業の機能強化事業を実施しました。毎年、当事者等を対象として実施している集いは「うつの集い」、「発達障がいの集い」、「統合失調症の集い」、「家族・友人の集い」、「そううつ（双極性障がい）の集い」を企画、実施しました。また、平日の夜間にボランティアの皆さんとの協力を得て実施している電話傾聴サービスは、利用件数が年間621件（平成30年度639件）を数えました。令和元年度も前年度に引き続き、新規の方のご利用が多くありました。

新座市障がい者相談支援事業では、市との業務委託契約に基づき、情報提供、相談等の障がい福祉サービスの利用の援助や社会資源を活用するための支援などの業務を行い、令和元年度は延べ5,240件（平成30年度5,499件）の相談が寄せられ、相談内容に応じて適切な対応が図られるよう努めました。同事業の社会生活力を高める支援では各種テーマを設定し、学習会（連続講座）を実施したほか、ピアカウンセリングに関する事業として、全7回のピアカウンセリングセミ

ナーを実施し、各回平均9名の参加がありました。ピアカウンセリングセミナーでは、演習（ロールプレイ）を多く取り入れ、参加者のピアカウンセリングについての理解を深める場となりました。なお、権利擁護のために必要な支援の一環として予定していた複数の研修が新型コロナウィルスの影響により中止となりました。

併設するにいざ生活支援センター相談支援室では、特定相談支援事業（計画相談支援）、一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助事業を実施しています。

計画相談支援については、実績がサービス等利用支援については新規が31件（平成30年度40件）、更新が212件（平成30年度198件）、継続サービス利用支援（モニタリング）が158件（平成30年度167件）となりました。

地域移行支援については、1名（平成30年度0名）の方が、また、地域定着支援については、2名（平成30年度5名）の方が利用され、それぞれの利用者の状況に応じて、生活環境の整備と日中活動の場のための支援を行いました。

自立生活援助については、居宅において単身等で生活する方を対象に、18名（平成30年度18名）の方が利用され、月2回の定期的な訪問に加え、随時生活相談や各種関係機関等への同行支援を行いました。

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

職員配置

事務長（常勤・福祉工房さわらびと兼務）1人

事務主事（常勤・福祉工房さわらびと兼務）1人

① 理事会、評議員会

法人活動を円滑に進めるため理事会、評議員会の運営の活性化を図りました。理事会は5回、評議員会は3回開催しました。

・主な審議事項

理事・監事の選任、理事長の選定、

福祉工房さわらび施設長及び福祉工房さわらび相談支援室長の任免、

就業規程の一部改正、臨時職員就業規程の一部改正、

育児・介護休業等に関する規程の一部改正、

給与規程の一部改正、処遇改善手当支給規程の一部改正、

社会福祉法人にいざの組織・職務に関する規程の一部改正、

平成30年度事業報告、平成30年度収支決算、

中間決算報告、中間監査報告、令和元年度補正予算（第1号・第2号）、

令和2年度事業計画、令和2年度収支予算、社会福祉充実計画の策定、

社会福祉法人にいざ表彰被表彰者の決定、法人が交わした契約の報告

② 法人組織体制の強化（管理職会議の開催）

施設長・管理職会議については2週間に1回のペースで開催しました。施設運営の状況や課題について施設間で共有が図られ、その時々で、時宜にかなった対応をすることができました。

③ 職員の資質向上（研修への参加）

前年度に引き続き、職員の資質向上のため、法人の「人材育成に係る方策」に基づき、年度当初に研修計画を策定し、当該計画に基づき、研修への参加が図されました。

・相談支援関係 (() 内表記はキャリアパス研修体系表による区分。以下、同)

(初級職)

精神保健福祉基礎講座研修、精神保健個別支援技術研修

(上級職)

社会福祉援助技術基礎研修

(専門的研修)

発達障がいについての研修、医療と保険・福祉の連携研修

誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のいい新座市へ（研修）

(必要に応じて参加する研修)

保健所巡回支援事業（発達障害者の支援に係る研修）

11名 延べ20回参加

・就労支援関係

(専門的研修)

就労支援基礎研修、障害者就労定着支援研修

3名 延べ8回参加

・管理者向け研修

(管理職)

社会福祉法人管理者研修、社会福祉法人監査研修、

労務管理研修、福祉現場で必要な法律基礎知識研修、

採用力アップ研修

(専門的)

サービス管理責任者研修

4名 延べ7回参加

・その他研修

(初任者)

クレーム対応研修

(主任職)

チームリーダーキャリアパス研修、話し方折衝交渉力向上研修

(上級職)

スーパービジョン研修

(専門的)

メンタルヘルス推進者養成研修、給食施設研修会、

クッキー・バザール準備講座、食品衛生責任者実務講習会、

食品表示法ラベル塾研修

8名 延べ12回参加

・全体職員研修

新座市障がい者相談支援事業の一環で、にいざ生活支援センターが主導し、成年後見制度及び障害者虐待防止法に関する全体職員研修を1回実施しました。

④ 職員待遇改善への取組

職員待遇改善加算を活用して、平均して常勤換算1.0人当たり月14,221円の手当を支給しました。

⑤ B C P（事業継続計画）に基づく訓練の実施

令和元年度は、感染症の危機をテーマとして実施し、全施設・全職員により、その時点における国・県からの通知の内容、手洗い・消毒を始めとする予防の方法、備蓄品の

確認等を行いました。

⑥ 機関紙「これから」の充実

広報委員会が中心となり編集し、第 104 号から第 106 号までを発行する（毎号 900 部印刷）とともに、一層の内容充実に努めました。第 106 号では、地域の薬局の協力を頂き、利用者の皆さんのお薬の疑問にお答えいただく記事を掲載し、今後継続するなど、「これから」を通じての地域における当法人の事業と関連する他団体との連携の構築が図られました。

⑦ 関係機関、団体との情報交換の促進

市担当課を中心とした行政や家族会との綿密な連携を図り、円滑に法人の事業を推進いたしました。また、社会福祉法人にいざ後援会と連携して各種啓発事業を実施しました。

- ・職員が出席した主な会議

- 埼玉県障害福祉サービス事業所管理者会議、就労移行合同説明会、
新座市自立支援協議会、新座市障がい者施策委員会、
新座市障がい支援区分認定審査会、新座市障がい者就労支援センター運営委員会、
南部地区地域福祉推進協議会、西部地区地域福祉推進協議会 等

⑧ その他

- ・予算及び決算事務執行
- ・施設運営委員会の開催（2回）
- ・精神保健福祉士を目指す 4 名、看護師を目指す 19 名の実習生の受け入れ。23 名延べ
65 日間の実習

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
事業開始年月日 平成 23 年 4 月 1 日
定 員 10 人
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分
職員配置
施設長 兼 サービス管理責任者 1 人(常勤・B型・就労定着と兼務)
サービス管理責任者 兼 生活支援員(B型) 1 人 (※サービス管理責任者は計 2 人体制)
生活支援員 1.5 人(常勤 2 人 (ただし、内 1 人は B 型と兼務))
職業指導員 0.8 人(常勤 1 人・就労定着支援員、相談支援専門員と兼務)
就労支援員 1 人(常勤)
令和元年度開所状況
初日契約者数 9 人 新規契約者数 7 人 退所者数 10 人 末日契約者数 6 人
開所日数 242 日 延利用者数 1,210 人 1 日平均利用者数 5.0 人

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の希望に沿うとともに長所を活かした就労支援を目標として、令和元年度の事業運営を次のとおり行いました。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識の習得、コミュニケーション能力の向上を目的として、就労講座や S S T を行いました。
- ・就労に必要な能力の習得や職業適性の検討を目的として、検品作業等の生産活動・パソコンや清掃の訓練、ワークサンプルを利用しての訓練を行いました。
- ・体力向上を目的として、スポーツやウォーキングを行いました。

② 就労支援

- ・個別支援計画で就労準備及び求職活動への取り組み内容を明確にして支援しました。
- ・職場見学により就労についてのイメージを膨らますことができるよう支援しました。
- ・就労準備及び求職活動のため近隣事業所で職場実習を行いました。
- ・関係機関と連携して就労後の職場定着を支援しました。
- ・令和元年度は 2 人の方が就労されました。
- ・O B 会は 3 月に予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止しました。

③ 就労定着支援事業

就労移行支援事業所を利用して一般就労に繋がった 2 名の障がい者の安定した就労の継続を支援しました。毎月面談することで、極め細かな支援ができ、就労先との連携も深まりました。

④ 就労先や実習先企業の開拓

近隣の事業所で職場実習を数回させていただくことが出来ました。就労先としての協力の依頼もしました。

⑤ 相談等支援

- ・作業終了後に一人月 1 回の定期面談を行うとともに、随時、生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行いました。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに、体調に変化があった時や生活上の課題があった時には通院同行をして、主治医の意見を確認しながら支援しました。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行うとともに、必要に応じて市役所等への同行の支援を行いました。

⑥ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供しました。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをしました。

⑦ 利用者の確保

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるようなパンフレットを作成し、他機関へ配布しました。
- ・契約者数の増加と利用率の向上を目指しましたが、新規契約者数が伸び悩んだこともあり、利用率は減少しました。
- ・居心地の良い場所、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めました。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげました。

⑨ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキルの向上に努めました。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じました。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めました。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援事業 B型

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

事業開始年月日 平成 23 年 4 月 1 日

定 員 30 人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1 人(常勤・移行・就労定着と兼務)

サービス管理責任者 兼 生活支援員(B型) 1 人 (※サービス管理責任者は計 2 人体制)

生活支援員 4.99 人(常勤 5 人、非常勤 1 人(ただし、内 1 人はサービス管理責任者と兼務、また、内 1 人は移行と兼務))

職業指導員 2.97 人(常勤 1 人・非常勤 3 人)

目標工賃達成指導員 1 人(常勤 1 人)

令和元年度開所状況

初日契約者数 53 人 新規契約者数 7 人 退所者数 10 人 末日契約者数 50 人

開所日数 243 日 延利用者数 6,300 人 1 日平均利用者数 25.9 人

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、それぞれの利用者に各々の力を発揮していただける支援を目標として、令和元年度の事業運営を次のとおり行いました。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品の製作、商品の包装、封入作業等を行いました。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、老人福祉センター内売店の販売、養豚場での作業等を行いました。
- ・自主製品（手芸品と焼き菓子）の製作、販売が生産活動の柱となるよう努めました。
- ・行政関係機関からの発注の機会の活用を図りました。また、新座市のふるさと納税返礼品の指定を受け、5 件の注文をいただきました。
- ・自主製品の充実やオリジナル製品の開発に向けた取組を進めました。埼玉県の技術指導員支援制度を活用し、焼き菓子の講師に月 1 回来ていただき、新商品の開発に取り組むとともに、既成商品の改良や効率的な作業方法を教えていただきました。
- ・売上と平均工賃の増加を目指しましたが、前年度に比べ売上、平均工賃ともに減少しました。平成 30 年度まで新座市から受注していた公園清掃の作業が、市の予算の都合上 4 月から 9 月まで休止となった上、その後契約内容の変更で売上額が減少したことが大きく影響しています。より多くの利用者が関わることができ、単価も高い作業及び生産活動の拡充が今後の課題となっています。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図りました。行事等の実施に当たっては、ミーティングで利用者と話し合いながら進めました。

③ 相談等支援

- ・作業終了後に面談の時間を設け、生活や心身の状況等についての相談、助言、援助を行いました。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに必要に応じて通院同行等の支援をしました。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行うとともに、必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行いました。

④ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供しました。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをしました。
- ・健康の維持・増進のためにスポーツや散歩の回数を増やし、食事や運動に関するアドバイスなどの支援をしました。

⑤ 利用率の向上

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるようなパンフレットを作成し、他機関へ配布しました。
- ・契約者数の増加と利用率の向上について、意識的に利用を促した結果、契約者数は減少しましたが、利用率は向上しました。
- ・居心地の良い場所、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めました。

⑥ 協力事業所との連携強化

- ・協力事業所へ連携強化の依頼をしましたが、新たな事業所との連携までには至りませんでした。

⑦ 福祉関係イベントへの参加

- ・福祉関係イベントへ参加し、関係機関との良好な協力関係の構築・継続に努めました。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげました。

⑨ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキルの向上に努めました。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じました。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めました。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

事業開始年月日 平成 26 年 4 月 1 日（指定特定相談支援事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 管理者 1 人（常勤・移行、B型、就労定着と兼務）

相談支援専門員 1 人（常勤・移行、就労定着と兼務）

令和元年度実績

サービス利用支援（新規）5 件

サービス利用支援（更新）29 件

継続サービス利用支援（モニタリング）64 件

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援し、併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進しました。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行いました。
- ・就労後に、就労定着支援事業を利用される方の計画相談にも携わりました。
- ・就労継続支援 B 型で特別支援学校卒業生を受け入れることになり、計画相談に当たっては学校や委託相談支援事業所と密な連携を取りながら進めました。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援しました。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図りました。

5 地域活動支援センターⅢ型 福祉工房楓

所在地 新座市大和田 4-16-40

事業開始年月日 平成24年4月1日

定員 10人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前9時50分～午後3時50分

職員配置 施設長 1人（常勤兼務）

指導員 1.86人（常勤1人、非常勤1人）

（施設長兼務は福祉工房楓相談支援室（相談支援事業）と兼務）

令和元年度開所状況

初日在籍者数 20人 新規利用者数 1人、 退所者数 0人 末日在籍者数 21人

開所日数 240日 延利用者数 1,773人 1日平均利用数 7.4人

創作的活動や生産的活動を提供し、集団生活及び社会的交流の促進を図り、もって利用者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、必要な支援を行いました。

基礎的事業

創作的活動や生産的活動の機会を提供し支援を行いました。

・創作的活動

絵画教室延べ10回参加者45人、文芸教室延べ11回参加者60人、

社会見学延べ9回参加者50人、マイフェバリットソング延べ23回参加者101人、

散歩延べ2回参加者6人、スポーツ延べ10回参加者39人、

リラクゼーション延べ4回参加者17人、

フリー（利用者提案による自主企画）延べ49回参加者244人、

読書延べ13回参加者41人 等を実施しました。

・生産的活動

自主製品づくり延べ87回参加者128人、内職作業延べ207回参加者1,083人、

公園清掃延べ6回参加者40人、小学校除草延べ5回参加者18人 等を実施しました。

内職作業は、お線香の計量や箱詰め等の作業を主に行いました。また、自主製品は、市役所、法人後援会総会、地域のバザー、楓敷地内販売を行いました。その他、プランターを利用した家庭菜園を行い、料理会の食材に使用しました。

・社会との交流の促進等の事業

地域交流の一環として、地域のバザー等のイベントやイオン主催の「黄色いレシートキャンペーン」に参加しました。また、地域貢献の一環として、路上清掃活動を行いました。

機能強化事業

自立した日常生活が営めるよう機能強化事業を行いました。

- ・楓勉強会延べ 12 回参加者 68 人、全体ミーティング延べ 25 回参加者 147 人、料理会延べ 48 回参加者 218 人、お菓子作り延べ 11 回参加者 44 人、日帰り研修延べ 1 回参加者 7 人 等の事業を実施し、円滑な集団生活が送れるよう支援をしました。また、嘱託医によるセカンドオピニオンとしての個人面談や精神科医療に関すること、日常の健康管理等について学習会を 4 回行いました。

その他の支援

- ・通所が困難になって休みがちな利用者には、電話や手紙により施設との関係維持に努めました。
- ・個別支援計画を作成しました。
- ・利用者送迎サービス 3 ルート（集合場所：東二丁目関商店・野火止一丁目ファミリーマート・北野二丁目セブンイレブン）を実施しました。
- ・利用者の支援に当たって、医療機関や関係機関と連携を図りました。
- ・職員の資質向上に向けて各種研修に参加しました。
- ・火災や自然災害等への対策として避難訓練を実施しました。
- ・季節の行事としてクリスマス会、初詣、お花見、半僧坊大祭見学等を行いました。
- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるようなパンフレットを作成し、他機関へ配布しました。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地 新座市大和田 4-16-40

事業開始年月日 平成 26 年 4 月 1 日 (指定特定相談支援事業)

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 管理者兼相談支援専門員 常勤兼務 1 人

(兼務は福祉工房楓（地域活動支援センター）と兼務)

令和元年度実績

サービス利用支援（新規） 4 件

サービス利用支援（更新） 15 件

継続サービス利用支援（モニタリング） 59 件

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援し、併せて障がい者福祉課、就労系サービス事業所、居宅介護支援事業所等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進しました。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、福祉工房さわらびの利用者、また、楓を利用された後、就労系サービス事業所へステップアップされる方、ホームヘルパーの利用を希望される方に新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行いました。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援しました。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、居宅介護支援事業所、就労系サービス事業所等との連携を図りました。

7 地域活動支援センターI型 にいざ生活支援センター

所在地 新座市野火止 2-7-12

事業開始年月日 平成24年4月1日

定 員 28人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前10時00分～午後4時00分

職員配置 施設長 1人（常勤兼務）

指導員 5.8人（常勤兼務4人 非常勤3人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室と兼務）

令和元年度開所状況

初日在籍者数73人 新規利用者数6人 退所者数0人 末日在籍者数79人

開所日数240日 延利用者数2,405人 1日平均利用者数10.0人

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供するとともに、当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援を行いました。併せて、行政機関や医療機関等と連携を図り、地域生活が安定し自立と社会参加が促進されるよう、適切な支援策を推進しました。また、新座市障がい者相談支援事業を市との業務委託契約に基づき実施しました。

基礎的事業

創作的活動の機会の提供や地域社会との交流の促進等の事業及び相談支援を行いました。

・創作的活動の機会の提供

社会生活力に関する学習会、コーラスや絵画を始めとした芸術活動、レクリエーション活動等を定期的に行い、創造性を育て、活力の増進を図りました。

・社会との交流の促進等の事業

主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的に実施しました。また、困っていることなどの問題を共有し、解決の糸口と一緒に考える場として、茶話会、支援センターミーティング、安心して過ごせるために考える会、何でも公開相談会を実施したほか、スポーツや日帰り研修旅行等施設内外のプログラムを提供し、地域社会との交流の促進を図りました。

・相談支援

日々の生活から生じる問題や不安（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズに十分な配慮をしつつ、関係機関と連携して個別、具体的に支援しました。

支援方法としては、電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行いました。
また、必要に応じて医療機関や関係機関への同行支援を行いました。
相談件数 7,813 件 内訳：来所 357 件 電話 6,530 件 訪問・同行 926 件

機能強化事業

医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行いました。

・医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整

施設利用者を対象として嘱託医による個別相談及び座談会を実施したほか、SST（社会生活技能訓練）やSFA（社会生活力プログラム）等の事業を実施しました。

地域社会基盤との連携強化のための調整としては、障がい者福祉課、生活支援課、保健センター、女性団りごと相談室、自立支援協議会等行政機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関との連携を図り、必要なネットワーク化を促進するよう努めました。その過程において、社会的入院者の退院支援や、精神障がいかどうか明確になっていない状態のまま長期間にわたり、自宅などから外出できないような方へ訪問支援を行いました。また、新座市精神障害者家族会（やすらぎの会）の活動支援として、会報誌の閲覧及び未加入の施設利用者等への紹介、更に家族相談会の場所を提供するとともに、家族会未加入の悩んでいる家族に対して相談会の情報提供を行いました。

・当事者及び家族を対象とした集いの実施

「うつの集い」は“当事者対象”的集いとして毎月1回実施しました。毎回、ピアの力とグループのを感じることができました。体調やご自身の都合に合わせて時々参加する方もいます。「発達障がいの集い」は“当事者・家族友人合同対象”的集いとして毎月1回実施しました。合同で行うことにより、当事者は家族の気持ちを、家族は当事者の気持ちをお互いに聴く場となり、参加して良かったといった感想が寄せられました。

「統合失調症の集い」は“当事者対象”的集いとして毎月1回実施しました。参加された方々から話せる場所があつてよかったですとの感想をいただきました。「家族・友人の集い」は“うつ、その他の精神疾患をお持ちの方や引きこもりの方の家族・友人が対象”的集いとして毎月1回実施しました。「そううつ（双極性障害）の集い」は“当事者対象”的集いとして隔月で実施しました。

その他の支援

・電話傾聴サービス

講師に、埼玉県いのちの電話の研修担当を迎えて、電話傾聴員研修を行いました。また、傾聴員で構成する「ふくろうの会」では月に一回の定例会を行い、当センター職員と傾聴電話の内容について共有を図っております。

電話傾聴サービスは平日の夜間（18:00～22:00）に実施し、延べ利用者数は621件（H31年4月～R2年3月）です。今年度の傾向としては新規の利用者が多くありました。また、定期的に利用される方も多く、「助かっている」、「話を聞いてもらえてありがとうございます」と好評を頂いております。

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるようなパンフレットを作成し、他機関へ配布しました。

- ・精神保健福祉ボランティア養成講座

新座市福祉の里からの要請を受けて里主催の「精神保健福祉ボランティア養成講座」のコーディネートを行いました。6人の市民の方が参加しました。全4回で企画し、第1回目はセンターの施設長が講義をし、第2回目はセンター利用者及び家族による講演、第3回目はセンターの見学・体験、第4回目は総括としました。修了後のアンケートでは「一人の大人として関わる。とても心にしました」、「人として尊重し、個人の尊厳を守る。しっかりと心に留めておきます」、「(当事者・家族の)貴重な体験談を聞くことができて本当に良かった。感動して胸がいっぱいになった」、「地域にこういう場（センター）があることを知らなかった」、「(センターは)お互いに大人なのだから、社会の一つなのだから、当たり前のことを行なう」といったコメントが出ました。講座を通して啓発も行うことができました。来年度も福祉の里とは連携を密にとっていきます。

- ・新座市障がい者相談支援事業

延べ相談件数 5,240件

延べ相談実人員数 4,140人

業務委託契約に基づき、以下の業務を行いました。

(1) 情報提供、相談等の障がい福祉サービスの利用の援助

相談者本人を始め、相談者の家族等関係者及び関係機関からの相談に応じ、情報の提供、福祉サービスの利用援助を行いました。具体的には、医療（病状・訪問看護・カウンセリング）、住まい（精神科退院後の生活・独立・住居・世帯分離）、経済（家計・社会保険）、人間関係（家族・近隣住民）等についての相談であり、必要に応じて、居宅介護（ホームヘルパー）、短期入所施設、共同生活援助施設、就労移行支援施設、就労継続支援（A型・B型）施設の利用援助を行いました。また、障害支援区分認定調査の問い合わせにも対応し、当施設で75件実施しました。

(2) 社会資源を活用するための支援

相談支援を通じ、ケースごとに適切な社会資源を紹介し、必要に応じ同行支援を行いました。紹介した社会資源は、障がい福祉サービス事業所（就労移行支援施設・短期入所施設等）、地域活動支援センター、医療機関、発達障害に関する専門機関、法

律に関する専門機関、不動産屋、障害年金・公的扶助等の手続の窓口、有償ボランティアです。

(3) 社会生活力を高めるための支援

今年度は、5~6月に「よりよく生きるには」、11~12月に「食生活」、2~3月に「楽しく過ごすには」をテーマに地域で自立した生活を送る力を身に付けるための学習会を3クール行いました。

「よりよく生きるには」テーマにおける学習のねらいは、『より充実した生活を送るにはどうしたらよいか。生きる意味や楽しみ、生きがいや苦手なことについて考える』でした。参加者は平均11名でした。

「食生活」テーマにおける学習のねらいは、『自分の食生活を振り返り、健康に良い食生活が楽しくできるよう考えてみる。また、食事の用意を支援してくれるサポートについての情報交換を行う』でした。参加者は平均12名でした。

「楽しく過ごすには」テーマにおける学習のねらいは、『楽しいと感じることは何か、一人での楽しみ・人との楽しみには何があるかを考えてみる。また、つまらないことについて、見方・考え方を変え楽しくなる方法を見つける。楽しく過ごすにはどうしたらよいかを考えてみる』でした。参加者は平均11名でした。

3クールとも全7回の連続講座で、全てに参加された方もいらっしゃいました。各回、テーマに沿って自分自身を見つめて言葉にまとめ、発表をし、意見交換を行う、という形で進行しました。他の方の発表を聞くことで、様々な価値観・個性・考え方があることを知る機会になったと思います。各テーマの終盤では、今後の目標や計画を考える時間があり、参加者が各自、自分なりの目標を立てていました。自分自身を見つめることで自分の個性を知り、今後の人生がさらに豊かになることを期待しています。

(4) ピアカウンセリングに関する事業

今年度は8~9月にわたり全7回のピアカウンセリングセミナーを実施しました。参加者は平均9名でした。演習（ロールプレイ）を多く取り入れ、相談の受け手を実際に担い、人の相談の受け方を見てピアカウンセリングの理解を深める場を持ちました。1対1での場面とグループ対1での場面の2パターンで練習を行いました。また、資料も活用し、ピアの存在の大切さを学び、ピアカウンセリングの好ましいとされるルール（①一番の役割は、相手の話を聞いて聞いて聞きまくること、②自分自身の希望・価値観・期待を持ってよいが、自分の希望や価値観を相手に押し付けてはいけないこと等）も取り入れました。

(5) 権利擁護のために必要な支援

通年：成年後見制度については、主に本人及びご家族の理解を深めるための家族支援（計3件）を行いました。障がい者虐待については、家庭内暴力、DV、医療機

関における処遇などに係る支援（計43件）を行いました。

10月：産業フェスティバルの子ども広場で、バルーンアートを提供し、障害者虐待防止法と成年後見制度について啓発チラシを配布する予定でしたが台風の影響で中止となりました。

11月：法人後援会主催のガレージバザールにて障害者虐待防止法と成年後見制度の啓発チラシを配布しました。また、権利擁護に関する職員研修を企画実施しました。今回は前年度に行った市民向け啓発講演会の講師を務めていただいた多摩あおば病院の企画室室長・医療社会部副部長である生島直人氏に依頼しました。内容は「精神障害者の支援者としての基本知識や姿勢、関わり方、精神科医療の歴史、精神科病院の現状、地域移行等」についてでした。職員の中には福祉の仕事は初めての者もあり、成年後見制度だけではなく広く精神障害者の権利擁護について学ぶきっかけになりました。また、中堅以上の職員にとっても刺激を受け、学びを深めることができました。

2月：障害者虐待防止法に関する職員研修を実施予定でしたが新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止としました。予定ではグループスーパービジョン（通称GSV）を参加職員で体験するはずでした。前年度にも行っていますが、新人職員も多数いる中で改めて行うことの意義があると考えました。GSVはストレングスの視点によるアセスメントに基づき、本人の希望・願望に対してのアイディアをグループで出し合うことで支援の質を向上させようとする技法です（埼玉県主催の相談支援専門員現任者研修等でも採用されております）。福祉従事者による障がい者虐待の問題には職員各々の支援技術や人権意識の不足が指摘されていますが、GSV体験を行うことで当事者を多角的に捉える力やストレングスを見つける力、リフレーミング力、そして本人のストレングスを積極的に支持した方法で本人の課題（本人の希望・願望）を解決する力を養うことが期待できます。

3月：権利擁護（障がい者差別禁止）に関する普及啓発活動として市民向け啓発講演会を企画していましたが、こちらも中止しました。テーマは「意思決定支援」とし、講師にNPO法人コミュニティーサポート研究所事務局長の齋藤明子氏を迎える予定でした。令和2年度に再設定します。

(6) 相談に対する専門機関の紹介

必要に応じ専門機関の紹介を行いました。地域包括支援センター、日本司法支援センター、保健所、精神科病院、行政担当窓口、社会福祉協議会、社会福祉士事務所等

8 にいざ生活支援センター相談支援室

所在地 新座市野火止 2-7-12

事業開始年月日 平成 24 年 11 月 1 日（指定特定相談支援事業）

平成 25 年 4 月 1 日（指定一般相談支援事業）

平成 30 年 8 月 1 日（自立生活援助事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 室長 兼 サービス管理責任者 兼 相談支援専門員 常勤兼務 1 人

相談支援専門員 兼 地域生活支援員 常勤兼務 4 人

（兼務は全てにいざ生活支援センター（地域活動支援センター）と兼務）

令和元年度実績

サービス利用支援（新規） 31 件

サービス利用支援（更新） 212 件

継続サービス利用支援（モニタリング） 158 件

地域移行支援 利用者 1 人 地域定着支援 利用者 2 人

自立生活援助 利用者 18 人

① 計画相談支援

サービス利用支援及び継続サービス利用支援を通じ、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスを利用するための支援を行いました。

② 地域移行支援

令和元年度は 1 名の方が地域移行定着支援を利用しました。地域移行支援の開始後 3 ヶ月で退院をし、単身生活を始めています。現在は自立生活援助を利用しながら地域生活を継続しています。

③ 地域定着支援

地域定着支援としては、令和元年度は 2 人が利用され、生活環境の整備と日中活動の場の確保として計画相談支援を組み入れました。また、当該事業では、當時の連絡体制（夜間・深夜は専用の携帯電話）と緊急事態等に対応する体制を確保しています。緊急電話の利用について今年度は利用される方はいませんでした。自立生活援助の利用に移行される方もいらっしゃったので、地域定着支援を利用される方が少なくなっています。

④ 基本相談支援

精神障がい者、家族及び関係者に、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等の関係機関と連

携を図り、総合的な相談支援を推進しました。

⑤ 自立生活援助

平成 30 年 8 月に事業を開始した自立生活援助は主に単身生活の方が利用できるサービスで 18 名の方が利用をしました。定期的な訪問支援に加え、日常生活に関する相談支援を随時行いました。また、自立生活援助も地域定着支援と同様に常時の連絡体制と緊急事態等に対応する体制を確保しており、令和元年度は休日・夜間時に 16 件の緊急電話の対応をしました。いずれも緊急性は高くなく、電話対応にて完結しています。